

様式第五号の二の次に次の様式を加える。

様式第五号の三（第六十五條の四関係）

（表面）

〔 介護保険検査証
法 第 百 十 五 条 の 四 十 ・
第 百 十 五 条 の 四 十 二 関 係 〕

第 号
平成 年 月 日交付

顔写真	都道府県知事 印
-----	-------------

官職又は職名 氏名 生年月日

(裏面)

介護保険法 (抄)

(報告等)
 第百十五条の四十 都道府県知事は、調査事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があるときは、指定調査機関に対し、調査事務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは指定調査機関の事務所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
 2 第二十四条第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(指定情報公表センターの指定)
 第百十五条の四十二 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定情報公表センター」という。)に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で厚生労働省令で定めるもの(以下「情報公表事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。
 2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。
 3 第百十五条の三十八から前条までの規定は、指定情報公表センターについて準用する。この場合において、これらの規定中「調査事務」とあるのは「情報公表事務」と、「指定調査機関」とあるのは「指定情報公表センター」と、「職員(調査員を含む。同項において同じ。)」とあるのは「職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的設備等は、政令で定める。

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の手から二つ折とすること。

(児童福祉法施行規則の一部改正)
第二条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

第十八条の六 (略)

② 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 (略)

二 肢体不自由児通所医療(法第二十一条の五の二十九第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ)を含む医療型児童発達支援に係る申請を行う場合にあつては、肢体不自由児通所医療負担上限月額(令第二十五条の十三第一項に規定する肢体不自由児通所医療負担上限月額をいう。以下同じ)の算定のために必要な事項に関する書類

三 (略)

③④ (略)

第十八条の二十六 (略)

一①③ (略)

四 当該申請を行う通所給付決定保護者と同一の世帯に属する当該通所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者、入所給付決定保護者(法第二十四条の二第一項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ)、補装具費支給対象障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。第二十五条の十七第一項第四号において同じ)又は支給決定障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条第三項に規定する支給決定障害者等をいう。同号において同じ)であつて、同一の月に障害児通所支援若しくは指定入所支援(法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ)若しくは障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう)を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び通所受給者証番号、入所受給者証番号(第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう)、受給者証番号(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)以下「障害者総合支援法施行規則」という)第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。以下同じ)又は介護保険法による被保険者証の番号(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。以下同じ)。

第十八条の二十七 (略)

②③ (略)

④ 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新(児童発達支援に係るものに限る。次項において同じ)を受けようとする者が介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第十八条の三十五の三に定める種類の居宅サービスに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第十八条の三十五の六に定める種類の障害福祉

改正前

第十八条の六 (略)

② 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 (略)

二 肢体不自由児通所医療(法第二十一条の五の二十八第一項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ)を含む医療型児童発達支援に係る申請を行う場合にあつては、肢体不自由児通所医療負担上限月額(令第二十五条の十三第一項に規定する肢体不自由児通所医療負担上限月額をいう。以下同じ)の算定のために必要な事項に関する書類

三 (略)

③④ (略)

第十八条の二十六 (略)

一①③ (略)

四 当該申請を行う通所給付決定保護者と同一の世帯に属する当該通所給付決定保護者以外の通所給付決定保護者、入所給付決定保護者(法第二十四条の二第一項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下同じ)、補装具費支給対象障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十六条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。第二十五条の十七第一項第四号において同じ)又は支給決定障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十二条第三項に規定する支給決定障害者等をいう。同号において同じ)であつて、同一の月に障害児通所支援若しくは指定入所支援(法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ)若しくは障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう)を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日、個人番号及び通所受給者証番号、入所受給者証番号(第二十五条の十一第三号に規定する入所受給者証番号をいう)、受給者証番号(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第十四条第三号に規定する受給者証番号をいう。以下同じ)又は介護保険法による被保険者証の番号(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第二十五条第一項第四号に規定する被保険者証の番号をいう。以下同じ)。

第十八条の二十七 (略)

②③ (略)

(新設)
④ 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新(児童発達支援に係るものに限る。次項において同じ)を受けようとする者が介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第十八条の三十五の三に定める種類の居宅サービスに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定に基づき第十八条の三十五の六に定める種類の障害福祉

(傍線部分は改正部分)

サービスに係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

- 一 介護保険法施行規則第百十九条第一項第四号又は障害者総合支援法施行規則第三十四条の九第一項第四号 第一項第四号
- 二 介護保険法施行規則第百十九条第一項第五号又は障害者総合支援法施行規則第三十四条の九第一項第五号 第一項第五号
- 三 介護保険法施行規則第百十九条第一項第六号又は障害者総合支援法施行規則第三十四条の九第一項第七号 第一項第七号
- 四 介護保険法施行規則第百十九条第一項第八号又は障害者総合支援法施行規則第三十四条の九第一項第九号 第一項第九号
- 五 介護保険法施行規則第百十九条第一項第十号又は障害者総合支援法施行規則第三十四条の九第一項第十一号 第一項第十一号

⑤ 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が介護保険法第七十八条の二第一項の規定に基づき第十八条の三十五の四に定める種類の地域密着型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合又は同法第百十五条の十二第一項の規定に基づき第十八条の三十五の五に定める種類の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に市町村長に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。

- 一 介護保険法施行規則第百三十一条の三の二第一項第四号、第百三十一条の五第一項第四号、第百三十一条の八の二第一項第四号又は第百四十条の二十五第一項第四号 第一項第四号
- 二 介護保険法施行規則第百三十一条の三の二第一項第五号、第百三十一条の五第一項第五号、第百三十一条の八の二第一項第六号又は第百四十条の二十五第一項第五号 第一項第五号
- 三 介護保険法施行規則第百三十一条の三の二第一項第六号、第百三十一条の五第一項第七号、第百三十一条の八の二第一項第八号又は第百四十条の二十五第一項第七号 第一項第七号
- 四 介護保険法施行規則第百三十一条の三の二第一項第八号、第百三十一条の五第一項第九号、第百三十一条の八の二第一項第十号又は第百四十条の二十五第一項第九号 第一項第九号
- 五 介護保険法施行規則第百三十一条の三の二第一項第十号、第百三十一条の五第一項第十一号、第百三十一条の八の二第一項第十二号若しくは第百四十条の二十五第一項第十一号 第一項第十一号

第十八条の二十九 (略)

②・③ (略)

④ 第十八条の二十七第四項及び第五項の規定は、放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定の申請に準用する。

第十八条の三十

法第二十一条の五の十五第三項第六号(法第二十一条の五の十六第四項、第二十一条の五の二十第二項、第二十四条の九第三項(法第二十四条の十第四項及び第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む)及び第二十四条の二十八第二項(法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む))において準用する場合を含む)の厚生労働省令で

第十八条の二十九 (略)

②・③ (略)

(新設)

第十八条の三十

法第二十一条の五の十五第三項第六号(法第二十一条の五の十六第四項、第二十一条の五の十九第二項、第二十四条の九第三項(法第二十四条の十第四項及び第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む)及び第二十四条の二十八第二項(法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む))において準用する場合を含む)の厚生労働省令で

定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第二十一条の五の二十七第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための指定障害児事業者等（法第二十一条の五の第十八項に規定する指定障害児事業者等をいう。以下同じ。）による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児事業者等が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定障害児事業者等が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

② (略)

第十八条の三十二 法第二十一条の五の十五第三項第七号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十一条の五の二十第二項及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する申請者の親会社等（以下この条において「申請者の親会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

一～三 (略)

②～④ (略)

第十八条の三十三 法第二十一条の五の十五第三項第十号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十一条の五の二十第二項、第二十四条の九第三項（法第二十四条の十第四項及び第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、法第二十一条の五の二十二第一項、第二十四条の十五第一項又は第二十四条の三十四第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、当該検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第十八条の三十四 法第二十一条の五の十五第四項（第二十一条の五の二十第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、法第六条の二の二第三項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。

② (略)

第十八条の三十四の二 法第二十一条の五の二十第一項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者（特定障害児通所支援に係るものに限る。以下この条において同じ。）の指定の変更を受けようとする者は、次の各号に掲げる指定障害児通所支援事業者が行う特定障害児通所支援の種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

第十八条の三十五の二 法第二十一条の五の十七第一項の厚生労働省令で定める障害児通所支援は、放課後等デイサービスとする。

第十八条の三十五の三 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて法第二十一条の五の十七第一項の厚生労働省令で定める居宅サービスの種類は、通所介護（介護保険法第八条第七項に規定する通所介護をいう。）とする。

定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長が法第二十一条の五の二十六第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための指定障害児事業者等（法第二十一条の五の十七第一項に規定する指定障害児事業者等をいう。以下同じ。）による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児事業者等が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定障害児事業者等が当該指定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

② (略)

第十八条の三十二 法第二十一条の五の十五第三項第七号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十一条の五の十九第二項及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する申請者の親会社等（以下この条において「申請者の親会社等」という。）は、次に掲げる者とする。

一～三 (略)

②～④ (略)

第十八条の三十三 法第二十一条の五の十五第三項第十号（法第二十一条の五の十六第四項、第二十一条の五の十九第二項、第二十四条の九第三項（法第二十四条の十第四項及び第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二十八第二項（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、法第二十一条の五の二十一第一項、第二十四条の十五第一項又は第二十四条の三十四第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、当該検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第十八条の三十四 法第二十一条の五の十五第四項（第二十一条の五の十九第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、法第六条の二の二第三項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。

② (略)

第十八条の三十四の二 法第二十一条の五の十九第一項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者（特定障害児通所支援に係るものに限る。以下この条において同じ。）の指定の変更を受けようとする者は、次の各号に掲げる指定障害児通所支援事業者が行う特定障害児通所支援の種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一・二 (略)

第十八条の三十五 (新設)

第十八条の三十五の三 (新設)

第十八条の三十五の四

児童発達支援及び放課後等デイサービスについて法第二十一条の五の十七第一項の厚生労働省令で定める地域密着型サービスの種類は、地域密着型通所介護（介護保険法第八条第十七項に規定する地域密着型通所介護をいう。）、小規模多機能型居宅介護（同法第八条第十九項に規定する地域密着型通所介護をいう。）及び指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（同法第八条第二十三項に規定する複合型サービスをいい、介護保険法施行規則第十七条に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）とする。

(新設)

第十八条の三十五の五

児童発達支援及び放課後等デイサービスについて法第二十一条の五の十七第一項の厚生労働省令で定める地域密着型介護予防サービスの種類は、介護予防小規模多機能型居宅介護（介護保険法第八条第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）とする。

(新設)

第十八条の三十五の六

児童発達支援及び放課後等デイサービスについて法第二十一条の五の十七第一項の厚生労働省令で定める障害福祉サービスの種類は、生活介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護をいう。）とする。

(新設)

第十八条の三十五の七

法第二十一条の五の十七第一項ただし書の規定による別段の申出は、次の事項を記載した申出書を当該申出に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して行うものとする。

(新設)

一 当該申出に係る事業所の名称及び所在地並びに申請者及び事業所の管理者の氏名及び住所

二 当該申出に係る障害児通所支援の種類

三 前号に係る障害児通所支援について法第二十一条の五の十七第一項に規定する特例による指定を不要とする旨

(新設)

第十八条の三十五の八

法第二十一条の五の十七第一項に規定する者であつて、同項の申請に係る法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものは、介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス（第十八条の三十五の四に定める種類の地域密着型サービスに係るものに限る。）の事業又は同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス（第十八条の三十五の五に定める種類の地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。）の事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を当該指定を行った都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に指定通所支援を受けている者に関する次に掲げる事項

イ 現に当該指定通所支援を受けている者に対する措置

ロ 現に当該指定通所支援を受けている者及びその保護者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定通所支援の提供を希望する旨の申出の有無

ハ 引き続き当該指定通所支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児通所支援を継続的に提供する他の指定障害児通所支援事業者名

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

② 前項の届出は、介護保険法第七十八条の五第二項又は第百十五条の十五第二項の規定による届出の書類の写しを提出することにより行うことができる。

第十八条の三十六 法第二十一条の五の二十二第三項及び第二十一条の五の二十七第五項において準用する法第十九条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の四様式のとおりとする。

② 法第二十四条の十五第二項及び第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十七第五項において準用する法第十九条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の五様式のとおりとする。

③・④ (略)

第十八条の三十七 法第二十一条の五の二十六第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一三 (略)

第十八条の三十八 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十六第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の市長(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

一 一四 (略)

② 指定障害児事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十一条の五の二十六第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

③ 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十六第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るときは、遅滞なく、厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るときは、変更後の区分により届け出なければならない。

第十八条の三十九 法第二十一条の五の二十七第四項の規定により厚生労働大臣が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

第十八条の四十 厚生労働大臣は、指定障害児通所支援事業者が法第二十一条の五の二十八第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定障害児通所支援事業者の指定を行った都道府県知事に通知しなければならない。

第十八条の四十二 市町村は、法第二十一条の五の二十九第一項の規定に基づき、毎月、肢体不自由児通所医療費を支給するものとする。

② 通所給付決定に係る障害児が法第二十一条の五の二十九第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療を受けたときは、同条第四項の規定に基づき通所給付決定保護者に支給すべき肢体不自由児通所医療費は当該指定障害児通所支援事業者等に対して支払うものとする。

第十八条の四十七 都道府県知事が法第二十一条の五の三十において準用する法第十九条の二十第一項の規定に基づき肢体不自由児通所医療費の審査を行うこととしている場合においては、法第二十一条の五の二十九第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費

第十八条の三十六 法第二十一条の五の二十一第三項及び第二十一条の五の二十六第五項において準用する法第十九条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の四様式のとおりとする。

② 法第二十四条の十五第二項及び第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十六第五項において準用する法第十九条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、第十三号の五様式のとおりとする。

③・④ (略)

第十八条の三十七 法第二十一条の五の二十五第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 一三 (略)

第十八条の三十八 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十五第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の市長(以下この条において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。

一 一四 (略)

② 指定障害児事業者等は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十一条の五の二十五第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

③ 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二十五第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るときは、遅滞なく、厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出るときは、変更後の区分により届け出なければならない。

第十八条の三十九 法第二十一条の五の二十六第四項の規定により厚生労働大臣が同条第一項の権限を行った結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

第十八条の四十 厚生労働大臣は、指定障害児通所支援事業者が法第二十一条の五の二十七第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定障害児通所支援事業者の指定を行った都道府県知事に通知しなければならない。

第十八条の四十二 市町村は、法第二十一条の五の二十八第一項の規定に基づき、毎月、肢体不自由児通所医療費を支給するものとする。

② 通所給付決定に係る障害児が法第二十一条の五の二十八第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療を受けたときは、同条第四項の規定に基づき通所給付決定保護者に支給すべき肢体不自由児通所医療費は当該指定障害児通所支援事業者等に対して支払うものとする。

第十八条の四十七 都道府県知事が法第二十一条の五の二十九において準用する法第十九条の二十第一項の規定に基づき肢体不自由児通所医療費の審査を行うこととしている場合においては、法第二十一条の五の二十八第一項に規定する指定障害児通所支援事業者等は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費

第三條 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

<p>第十八条の三十九 (略)</p>	<p>法第二十一条の五の二十七第四項 (略)</p>	<p>法第二十一条の五の二十七第四項（地方自治法施行令第七十四条の二十六第七項及び令第四十五条の第三八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） (略)</p>
<p>第十八条の三十九 (略)</p>	<p>法第二十一条の五の二十六第四項 (略)</p>	<p>法第二十一条の五の二十六第四項（地方自治法施行令第七十四条の二十六第七項及び令第四十五条の第三八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。） (略)</p>

改正後

改正前

(傍線部分は改正部分)

<p>(削る)</p> <p>第九条の十五の二 法第十六条の厚生労働省令で定める場合は、病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとして当該病院の管理者があらかじめ当該病院の所在地の都道府県知事に認められた場合とする。 (既存病床数及び申請病床数の補正)</p> <p>第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第二項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請（以下この項及び次項において「命令等」という。）をしようとする場合において、都道府県知事が当該申請又は命令等に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>第二条の二 法第七条の二第五項の厚生労働省令で定める基準は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。 (新設)</p> <p>(既存病床数及び申請病床数の補正)</p> <p>第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第二項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請（以下この項及び次項において「命令等」という。）をしようとする場合において、都道府県知事が当該申請又は命令等に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 介護老人保健施設の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数として算定すること。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>二・三 (略)</p>
---	---

(医療法人の資産)

第三十条の三十四 医療法人は、その開設する病院、診療所、介護老人保健施設(介護保険法平成九年法律第百二十三号)の規定による介護老人保健施設をいう。以下同じ。又は介護医療院(同法の規定による介護医療院をいう。以下同じ)の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しななければならない。

(法第四十二条の二第一項第四号口の厚生労働省令で定める基準)

第三十条の三十五の二 法第四十二条の二第一項第四号口に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む区域(当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域をいう)及び当該区域に隣接した市町村(特別区を含む)であつて当該都道府県以外の都道府県内にあるもの(第四号において「隣接市町村」という。)に所在すること。

三 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が相互に近接していること。

四 (略)

(社会医療法人の認定要件)

第三十条の三十五の三 (略)

2 前項第一号トに規定する遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下同じ)の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とする。

一 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産

二(略)

(設立の認可の申請)

第三十条 法第四十四条第一項の規定により、医療法人設立の認可を受けようとする者は、申請書に次の書類を添付して、その主たる事務所の所在地の都道府県知事(以下単に「都道府県知事」という。)に提出しなければならない。

一(略)

五 当該医療法人の開設しようとする病院、法第三十九条第一項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

六(略)

十一 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

(医療法人の資産)

第三十条の三十四 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しななければならない。

(法第四十二条の二第一項第四号口の厚生労働省令で定める基準)

第三十条の三十五の二 法第四十二条の二第一項第四号口に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所及び介護老人保健施設が、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む区域(当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域をいう)及び当該区域に隣接した市町村(特別区を含む)であつて当該都道府県以外の都道府県内にあるもの(第四号において「隣接市町村」という。)に所在すること。

三 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所及び介護老人保健施設が相互に近接していること。

四 (略)

(社会医療法人の認定要件)

第三十条の三十五の三 (略)

2 前項第一号トに規定する遊休財産額は、当該医療法人の業務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない財産の価額の合計額として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する当該医療法人の保有する資産の総額から次に掲げる資産のうち保有する資産の明細表に記載されたものの帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下同じ)の資産の総額に対する割合を乗じて得た額とする。

一 当該医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務の用に供する財産

二(略)

(設立の認可の申請)

第三十条 法第四十四条第一項の規定により、医療法人設立の認可を受けようとする者は、申請書に次の書類を添付して、その主たる事務所の所在地の都道府県知事(以下単に「都道府県知事」という。)に提出しなければならない。

一(略)

五 当該医療法人の開設しようとする病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

六(略)

十一 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

(一人又は二人の理事を置く場合の認可の申請)
第三十条の五 法第四十六条の五第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の数
- 二・三 (略)

(管理者の一部を理事に加えない場合の認可の申請)

第三十条の五の二 法第四十六条の五第六項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 当該管理者が管理する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び所在地
- 三 (略)

2 前項に規定する申請書の提出と同時に、第三十三条の二十五第一項の規定により、いかなる者であるかを問わずその管理者を理事に加えないことができる病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を明らかにする旨の定款又は寄附行為の変更の認可の申請書の提出を行う場合は、前項第一号の記載を要しない。

(定款及び寄附行為の変更の認可)

第三十三条の二十五 (略)

2 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第三十九条第一項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第三十一条第五号及び第十一号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。

3・4 (略)

(医療法人台帳の記載事項)

第三十八条 令第五条の十一第一項の医療法人台帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 一三 (略)
- 四 開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び所在地
- 五 十 (略)
- 2 (略)

(地域医療連携推進法人の社員)

第三十九条の二 法第七十条第一項及び第七十条の三第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者であつて、営利を目的としないものとする。

- 一 医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(以下この章において「病院等」という。)を開設する個人
- 二 五 (略)

(大都市の特例)

第四十三条の三 令第五条の二十三の規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市が医療に関する事務を処理する場合には、第一条の十四第一項、第三項から第六項まで及び第八項から第十一項まで、第三条第一項、第七号から第九号まで、第九条の十五の二、第二十三号、第四十八号の二、第五十号、第五十一号の二、第五十二条の二、第五十三号の二、第五十四号の二並びに第五十五条の二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十九条第二項及び第三項、第二十一条、第二十一条の二

(一人又は二人の理事を置く場合の認可の申請)

第三十条の五 法第四十六条の五第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の数
- 二・三 (略)

(管理者の一部を理事に加えない場合の認可の申請)

第三十条の五の二 法第四十六条の五第六項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 (略)
- 二 当該管理者が管理する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地
- 三 (略)

2 前項に規定する申請書の提出と同時に、第三十三条の二十五第一項の規定により、いかなる者であるかを問わずその管理者を理事に加えないことができる病院、診療所又は介護老人保健施設を明らかにする旨の定款又は寄附行為の変更の認可の申請書の提出を行う場合は、前項第一号の記載を要しない。

(定款及び寄附行為の変更の認可)

第三十三条の二十五 (略)

2 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第三十一条第五号及び第十一号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。

3・4 (略)

(医療法人台帳の記載事項)

第三十八条 令第五条の十一第一項の医療法人台帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 一三 (略)
- 四 開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地
- 五 十 (略)
- 2 (略)

(地域医療連携推進法人の社員)

第三十九条の二 法第七十条第一項及び第七十条の三第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者であつて、営利を目的としないものとする。

- 一 医療連携推進区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設(以下この章において「病院等」という。)を開設する個人
- 二 五 (略)

(大都市の特例)

第四十三条の三 令第五条の二十三の規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市が医療に関する事務を処理する場合には、第一条の十四第一項、第三項から第六項まで及び第八項から第十一項まで、第三条第一項、第七号から第九号まで並びに第二十三号並びに附則第五十条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十九条第二項及び第三項、第二十一条、第二十一条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の四中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、第二十二号の四の二中「都道府

第二項及び第三項、第二十一条の四、第五十二条の二第二項、第五十三条の二第二項、第五十四条の二第二項並びに第五十五条の二第二項中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、第十二条の四の二中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第五十二条の二第一項の規定により読み替えて適用される第五十二条、第五十三条の二第一項の規定により読み替えて適用される第五十四条及び第五十五条の二第一項の規定により読み替えて適用される第五十五条中「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と読み替えるものとする。

附則

第四十八条 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請をしようとする場合において、都道府県知事が当該申請又は命令若しくは要請に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、療養病床を有する病院又は診療所の開設者が、平成三十年四月一日以後に当該病院又は診療所の療養病床の転換（当該病院又は診療所の療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設又は介護医療院の用に供することをいう。）を行った場合における当該転換に係る入所定員数については、平成三十六年三月三十一日までの間、療養病床に係る既存の病床の数として算定する。

第四十八条の二 平成三十年三月三十一日において、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）第七条の規定による改正前の法第十六条ただし書の規定による都道府県知事の許可を受けている病院の管理者は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成三十年厚生労働省令第三十号）の施行の日において、同令第三条の規定による改正後の第九条の十五の二の規定により、都道府県知事に認められたものとみなす。

県の」とあるのは「指定都市の」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

附則

第四十八条 平成十二年四月一日以後に介護保険法第九十四条の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた介護老人保健施設（第三項において「平成十二年四月一日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設」という。）及び平成三年六月二十六日以後に介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の六の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた老人保健施設であつて介護保険法施行法第八條第一項の規定によりその開設者が介護保険法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなされた介護老人保健施設（第三項において「平成三年六月二十六日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設」という。）の入所定員（入所定員の増加に係る変更の場合は、当該増加部分に限る。）については、当分の間、第二条の二及び第三十条の三十三第一項第三号の規定は適用しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）附則第八条に規定する病床転換による介護老人保健施設の入所定員（同条の転換に係る部分に限る。）については、当分の間、第二条の二及び第三十条の三十三第一項第三号中「入所定員数に〇・五を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。
- 3 第一項の規定は、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第九十九号）による改正後の第三十条の三十一号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定した都道府県における平成十二年四月一日以後に開設許可等を受けた介護老人保健施設及び平成三年六月二十六日以後に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設以外の介護老人保健施設の入所定員について準用する。
- 4 第二項の規定にかかわらず、前項に規定する都道府県における第二項に規定する入所定員については、第一項の規定を準用する。

- 5 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準附則第十三条の療養病床の転換を行った介護老人保健施設の入所定員（同条の転換に係る部分に限る。）については、当該転換を行った日から同日以後最初の第三十条の三十一号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を都道府県において算定する日までの間に限り、第一項の規定にかかわらず、第二条の二及び第三十条の三十三第一項第三号中「入所定員に〇・五を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

（新設）

第五十条 精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四條第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び第五十二條において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換（当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行おうとして、平成二十四年三月三十一日までの間にその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床（以下この条及び第五十二條において「転換病床」という。）に係る病室に隣接する廊下については、当該転換が完了するまでの間（平成三十年三月三十一日までの間に限る。）は、第十六條第一項第十一号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第五十条の二 前条の規定を受ける病院の開設者が、転換を行おうとして、平成三十年六月三十日までの間に、再びその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

第五十二條の二 前条の規定の適用を受ける病院の開設者が、転換を行おうとして、平成三十年六月三十日までの間に、再びその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

2 平成三十年四月一日から一年を超えない範囲内において、前項の規定により読み替えて適用される前条の規定に基づき都道府県が定める条例（前項の規定により読み替えて適用される同条に係る部分に限る。）が制定施行されるまでの間、平成三十年三月三十一日において効力を失う同条の規定に基づく条例（同条に係る部分に限る。）で定める基準は、前項の規定により読み替えて適用される同条の規定に基づき制定した条例で定める基準とみなす。

第五十三條 療養病床を有する病院であつて、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第三十三号。第五十四條及び第五十五條において「平成二十四年改正省令」という。）の施行の際現に、健康保険法等の一部を改正する法律第二十六條の規定による改正前の介護保険法第四十八條第一項第三号の指定を受けている同法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設（第五十二條第一項及び第三項に規定する病院であるものを除く。以下この条から第五十五條の二までにおいて「特定介護療養型医療施設」という。）又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数（以下「看護師等の員数」という。）が第十九條第二項第二号及び第三号に掲げる数に満たない病院（以下この条及び次条において「特定病院」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第十九條第二項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二（略）

第五十条 精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四條第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び第五十二條において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換（当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行おうとして、平成二十四年三月三十一日までの間にその旨を開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床（以下この条及び次条において「転換病床」という。）に係る病室に隣接する廊下については、当該転換が完了するまでの間（平成三十年三月三十一日までの間に限る。）は、第十六條第一項第十一号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

（新設）

第五十三條 療養病床を有する病院であつて、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第三十三号。次条及び第五十五條において「平成二十四年改正省令」という。）の施行の際現に、健康保険法等の一部を改正する法律第二十六條の規定による改正前の介護保険法第四十八條第一項第三号の指定を受けている同法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設（前条第一項及び第三項に規定する病院であるものを除く。以下この条、次条及び附則第五十五條において「特定介護療養型医療施設」という。）又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数（以下「看護師等の員数」という。）が第十九條第二項第二号及び第三号に掲げる数に満たない病院（以下この条において「特定病院」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第十九條第二項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二（略）

第五十三条の二 前条の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

2 平成三十年四月一日から一年を超えない範囲内において、前項の規定により読み替えて適用される前条の規定に基づき都道府県が定める条例（前項の規定により読み替えて適用される同条に係る部分に限る。）が制定施行されるまでの間、平成三十年三月三十一日において効力を失う同条の規定に基づく条例（同条に係る部分に限る。）で定める基準は、前項の規定により読み替えて適用される同条の規定に基づき制定した条例で定める基準とみなす。

第五十四条 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第二十一条の第二項第一号及び第二号に掲げる数に満たない診療所（以下この条及び次条において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事（その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長とする。次条から第五十五条の二までにおいて同じ。）に届け出た場合には、当該診療所に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二十一条の第二項第一号及び第二号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二 (略)

第五十四条の二 前条の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

2 平成三十年四月一日から一年を超えない範囲内において、前項の規定により読み替えて適用される前条の規定に基づき都道府県が定める条例（前項の規定により読み替えて適用される同条に係る部分に限る。）が制定施行されるまでの間、平成三十年三月三十一日において効力を失う同条の規定に基づく条例（同条に係る部分に限る。）で定める基準は、前項の規定により読み替えて適用される同条の規定に基づき制定した条例で定める基準とみなす。

第五十五条 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が平成十三年改正省令附則第二十三条第二号に掲げる数に満たない診療所（以下この条及び次条において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該診療所に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、同号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一（そのうちの二については、看護師又は准看護師）とする。

第五十五条の二 前条の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成三十年六月三十日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、同条中「平成三十年三月三十一日」とあるのは、「平成三十六年三月三十一日」とする。

2 平成三十年四月一日から一年を超えない範囲内において、前項の規定により読み替えて適用される前条の規定に基づき都道府県が定める条例（前項の規定により読み替えて適用される同条に係る部分に限る。）が制定施行されるまでの間、平成三十年三月三十一日において効力を失う同条の規定に基づく条例（同条に係る部分に限る。）で定める基準は、前項の規定により読み替えて適用される同条の規定に基づき制定した条例で定める基準とみなす。

(新設)

第五十四条 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第二十一条の第二項第一号及び第二号に掲げる数に満たない診療所（以下この条において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事（その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長とする。次条において同じ。）に届け出た場合には、当該診療所に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二十一条の第二項第一号及び第二号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一・二 (略)

(新設)

第五十五条 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が平成十三年改正省令附則第二十三条第二号に掲げる数に満たない診療所（以下この条において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを開設地の都道府県知事に届け出た場合には、当該診療所に適用される都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき看護師等の員数の基準は、平成二十四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、同号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一（そのうちの二については、看護師又は准看護師）とする。

(新設)

附則様式第1（附則第56条第1項関係）

移行計画認定申請書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

法人所在地

法人名

代表者の氏名

印

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第10条の3第1項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 法人の設立年月日 年 月 日

2 法人が開設する病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院名等

医療機関等の名称	所在地

3 現在の法人類型

() イ 出資額限度法人

() ロ 出資額限度法人以外の医療法人

(老人福祉法施行規則の一部改正)
第四条 老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)の一部を次のように改正する。
 次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(有料老人ホームの設置者の報告事項)</p> <p>第二十条の二 法第二十九条第九項の規定により、有料老人ホームの設置者が当該有料老人ホームの所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項は、別表のとおりとする。</p> <p>(都道府県知事への報告)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第二十条の三 法第二十九条第九項の規定による都道府県知事への報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までにを行うものとする。</p> <p>(情報の公表)</p> <p>第二十条の四 都道府県知事は、法第二十九条第十項の規定により、同条第九項の規定により報告された事項について、利用者が有料老人ホームの選択に必要な情報を容易に抽出し、適切に比較した上で有料老人ホームを選択することを支援するため、有料老人ホームに関する情報を容易に検索することができる機能を有するインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>(有料老人ホーム協会の厚生労働大臣に対する協力)</p> <p>第二十条の五 厚生労働大臣は、法第二十九条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第十一項の規定による報告の徴収について、有料老人ホーム協会に協力させることができる。</p> <p>(大都市の特例)</p> <p>第二十三条 令第十三条第一項の規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が老人福祉に関する事務を処理する場合には、第一条の九第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第一条の十四第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第二条第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第三条第一項、第二十一条の二から第二十一条の四まで及び別表第六号中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と読み替えるものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>第二十条の二 厚生労働大臣は、法第二十九条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第九項の規定による報告の徴収について、有料老人ホーム協会に協力させることができる。</p> <p>(大都市の特例)</p> <p>第二十三条 令第十二条第一項の規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が老人福祉に関する事務を処理する場合には、第一条の九第二項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第一条の十四第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第二条第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の長」と読み替えるものとする。</p>

(中核市の特例)

第二十四条 令第十三条第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が老人福祉に関する事務を処理する場合においては、第一条の九第二項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第一条の十四第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第二条第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第三条第一項、第二十一条の二から第二十一条の四まで及び別表第六号中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と読み替えるものとする。

別表(第二十条の二関係)

- 一| 有料老人ホームの設置者に関する事項
設置者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二| 当該報告に係る介護等の供与をし、又は供与をしようとする施設に関する事項
 - イ| 施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ロ| 有料老人ホームの類型
 - ハ| 施設の竣工年月日
 - ニ| 当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日
 - ホ| 施設までの主な利用交通手段
 - ヘ| 居室の状況
 - ト| 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の有無
- 三| 介護等の内容に関する事項
- イ| 当該報告に係る介護等の内容等
- ロ| 入居対象となる者
- ハ| 当該報告に係る介護等の利用者への提供実績
- ニ| 利用者等(利用者又はその家族等をいう。)の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
- 四| 当該報告に係る介護等を利用するに当たつての利用料等に関する事項
- 五| 施設において供与をされる便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書の開示状況
- 六| その他都道府県知事が必要と認める事項

(中核市の特例)

第二十四条 令第十二条第二項の規定により地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が老人福祉に関する事務を処理する場合においては、第一条の九第二項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第一条の十四第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第二条第二項各号列記以外の部分中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と、第三条第一項中「都道府県知事」とあるのは「中核市の長」と読み替えるものとする。

(新設)

別記様式第一を次のように改める。

(裏面)

第十八条
 (報告の徴収等)
 老人福祉法(抄)

2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第三十四条の二 第十八条第二項及び第十九条第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとして、四項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は有料老人ホームの入居者の保護のため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。

(表面)

第 号

質問又は立入検査を行う職員の証(第五条の二関係)

右の者は、老人福祉法に基づいて養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの関係者に対して質問し、又はその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査することができる職員であることを証明する。

平成 年 月 日

氏 名 (生年月日)

職 名

所 属 庁

顔写真 (押出スキャン)

氏 名

厚生労働大臣

氏 名

印

別記様式第一

別記様式第二の二

(裏面)

備考 この証明書は、日本工業規格B列八番とし、厚紙を用いること。

12 第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。

11 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与（将来において供与をすることを含む。）を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十九条（有料老人ホーム）

3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第十八条 老人福祉法（抄）（報告の徴収等）

(表 面)

質問又は立入検査を行う職員の証（第五条の二関係）

第 号

顔写真
（押出スタンダ）

所属庁

職 名

氏 名（生年月日）

右の者は、老人福祉法に基づいて有料老人ホームの関係者に対して質問し、又は当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査することができる職員であることを証明する。

平成 年 月 日

都道府県知事

氏 名

印

(高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正)
 第五条 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成十九年厚生労働省令第百二十九号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

(市町村が特別徴収義務者等に対する通知を行う事由等)
第六六条 準用介護保険法第百三十八条第一項(令第二十八条から第三十二条までにおいて準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。
 一〜四 (略)
 五 当該特別徴収対象被保険者が、法第五十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合であつて、介護保険法第十三条第一項及び第二項(介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十一条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けないとき。
 六 (略)

(市町村が特別徴収義務者等に対する通知を行う事由等)
第六六条 準用介護保険法第百三十八条第一項(令第二十八条から第三十二条までにおいて準用する場合を含む。)の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。
 一〜四 (略)
 五 当該特別徴収対象被保険者が、法第五十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合であつて、介護保険法第十三条第一項及び第二項の規定の適用を受けないとき。
 六 (略)

(高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正)
 第六八条 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令(平成十九年厚生労働省令第百四十号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

附 則
 (法附則第二条の厚生労働省令で定める施設)
第二十 条 法附則第二条の厚生労働省令で定める施設は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十九項に規定する介護医療院その他の厚生労働大臣が定めるものとする。

附 則
 (法附則第二条の厚生労働省令で定める施設)
第二十 条 法附則第二条の厚生労働省令で定める施設は、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に規定する軽費老人ホームその他厚生労働大臣が定めるものとする。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正)
 第七七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第百十九号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

改 正 前

(法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める場所)
第 四 条の二 法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める場所は、重度訪問介護を受ける障害者が入院又は入所をしている医療法(昭和二十三年法律第百二十五号)第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所及び同法第二条第一項に規定する助産所並びに介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設及び同条第二十九項に規定する介護医療院とする。
 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等)
第三十四 条の七 (略)

(法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める場所)
第 四 条の二 法第五条第三項に規定する厚生労働省令で定める場所は、重度訪問介護を受ける障害者が入院又は入所をしている医療法(昭和二十三年法律第百二十五号)第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所及び同法第二条第一項に規定する助産所並びに介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設とする。
 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定の申請等)
第三十四 条の七 (略)

5) 第一項及び第三項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新(居宅介護又は重度訪問介護に係るものに限る。)を受けようとする者が介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の四第一号に定める種類の居宅サービスに係る指定居

2) 4 (略)
第三十四 条の七 (略)
 2) 4 (略)
 (新設)

(傍線部分は改正部分)

(傍線部分は改正部分)

宅サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

- 一 介護保険法施行規則第一百四十四条第一項第四号 第一項第四号
- 二 介護保険法施行規則第一百四十四条第一項第五号 第一項第五号
- 三 介護保険法施行規則第一百四十四条第一項第六号 第一項第六号
- 四 介護保険法施行規則第一百四十四条第一項第八号 第一項第八号
- 五 介護保険法施行規則第一百四十四条第一項第十号 第一項第十号

第三十四条の九 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の三に定める種類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合又は介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の四第二号に定める種類の居宅サービスに係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

- 一 児童福祉法施行規則第十八条の二十七第一項第四号若しくは第十八条の二十九第一項第四号又は介護保険法施行規則第一百四十九条第一項第四号 第一項第四号
 - 二 児童福祉法施行規則第十八条の二十七第一項第五号若しくは第十八条の二十九第一項第五号又は介護保険法施行規則第一百四十九条第一項第五号 第一項第五号
 - 三 児童福祉法施行規則第十八条の二十七第一項第七号若しくは第十八条の二十九第一項第七号又は介護保険法施行規則第一百四十九条第一項第六号 第一項第七号
 - 四 児童福祉法施行規則第十八条の二十七第一項第九号若しくは第十八条の二十九第一項第九号又は介護保険法施行規則第一百四十九条第一項第八号 第一項第九号
 - 五 児童福祉法施行規則第十八条の二十七第一項第十一号若しくは第十八条の二十九第一項第十一号又は介護保険法施行規則第一百四十九条第一項第十号 第一項第十一号
- 5 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が介護保険法第七十八条の二第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の六第一号に定める種類の地域密着型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合又は同法百十五条の十二第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の七に定める種類の地域密着型介護予防サービスに係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に市町村長に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。
- 一 介護保険法施行規則第三百三十一条の三の二第一項第四号、第三百三十一条の五第一項第四号、第三百三十一条の八の二第一項第四号又は第四百四十条の二十五第一項第四号 第一項第四号
 - 二 介護保険法施行規則第三百三十一条の三の二第一項第五号、第三百三十一条の五第一項第五号、第三百三十一条の八の二第一項第六号又は第四百四十条の二十五第一項第五号 第一項第五号

(生活介護に係る指定の申請等)

第三十四条の九 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

- 三 介護保険法施行規則第三百三十一条の三の二第一項第六号、第三百三十一条の五第一項第七号、第三百三十一条の八の二第一項第八号又は第四百四十条の二十五第一項第七号 第一項第七号
 - 四 介護保険法施行規則第三百三十一条の三の二第一項第八号、第三百三十一条の五第一項第九号、第三百三十一条の八の二第一項第十号又は第四百四十条の二十五第一項第九号 第一項第九号
 - 五 介護保険法施行規則第三百三十一条の三の二第一項第十号、第三百三十一条の五第一項第十一号、第三百三十一条の八の二第一項第十二号若しくは第四百四十条の二十五第一項第十一号 第一項第十一号
 - 六 介護保険法施行規則第三百三十一条の五第一項第十二号、第三百三十一条の八の二第一項第十三号若しくは第四百四十条の二十五第一項第十二号 第一項第十二号
- 第三十四条の十 (略)
- 2・3 (略)
- 4 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が介護保険法第七十条第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の四第三号に定める種類の居室サービスに係る指定居室サービス事業者の指定を受けている場合又は同法第十五条第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の五に定める種類の介護予防サービスに係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に都道府県知事に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
 - 一 介護保険法施行規則第二百二十一条第一項第四号又は第四百四十条の十第一項第四号 第一項第四号
 - 二 介護保険法施行規則第二百二十一条第六号又は第四百四十条の十第一項第六号 第一項第六号
 - 三 介護保険法施行規則第二百二十一条第八号又は第四百四十条の十第一項第八号 第一項第八号
 - 四 介護保険法施行規則第二百二十一条第十号又は第四百四十条の十第一項第十号 第一項第十号
 - 五 介護保険法施行規則第二百二十一条第十二号又は第四百四十条の十第一項第十二号 第一項第十二号
 - 六 介護保険法施行規則第二百二十一条第十三号又は第四百四十条の十第一項第十三号 第一項第十三号
 - 5 第一項及び第二項本文の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該指定を受けようとする者が介護保険法第七十八条の二第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の五第二号に定める種類の地域密着型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定を受けている場合又は同法百十五条の十二第一項の規定に基づき第三十四条の二十六の七に定める種類の地域密着型介護予防サービスに係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に市町村長に提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書の記載又は書類の提出は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせることができる。
 - 一 介護保険法施行規則第三百三十一条の三の二第一項第四号、第三百三十一条の五第一項第四号、第三百三十一条の八の二第一項第四号又は第四百四十条の二十五第一項第四号 第一項第四号

(短期入所に係る指定の申請等)
 第三十四条の十 (略)
 2・3 (略)
 (新設)

(新設)

- 二 介護保険法施行規則第三百三十一條の三の二第一項第五号、第三百三十一條の五第一項第五号、第三百三十一條の八の二第一項第六号又は第四百四十條の二十五第一項第五号
 - 三 介護保険法施行規則第三百三十一條の三の二第一項第六号、第三百三十一條の五第一項第七号、第三百三十一條の八の二第一項第八号又は第四百四十條の二十五第一項第七号 第一項第七号
 - 四 介護保険法施行規則第三百三十一條の三の二第一項第八号、第三百三十一條の五第一項第九号、第三百三十一條の八の二第一項第十号又は第四百四十條の二十五第一項第九号 第一項第九号
 - 五 介護保険法施行規則第三百三十一條の三の二第一項第十号、第三百三十一條の五第一項第十一号、第三百三十一條の八の二第一項第十二号若しくは第四百四十條の二十五第一項第十一号 第一項第十一号
 - 六 介護保険法施行規則第三百三十一條の五第一項第十二号、第三百三十一條の八の二第一項第十三号若しくは第四百四十條の二十五第一項第十二号 第一項第十二号
- 第三十四條の十四 (略)
- 第三十四條の十五 (略)
- 4 第三十四條の九第四項及び第五項の規定は、自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の申請に準用する。
- 2・3 (略)
- 4 第三十四條の九第四項及び第五項の規定は、自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の申請に準用する。
- 第三十四條の十五 (略)
- 2・3 (略)
- 4 第三十四條の九第四項及び第五項の規定は、自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の申請に準用する。
- 第三十四條の十六の二 法第四十一條の二第一項の厚生労働省令で定める障害福祉サービスは、重度訪問介護、短期入所及び自立訓練とする。
- 第三十四條の二十六の三 生活介護について法第四十一條の二第一項の厚生労働省令で定める障害児通所支援の種類は、児童発達支援(児童福祉法第六條の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。)及び放課後等デイサービス(同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。)とする。
- 第三十四條の二十六の四 法第四十一條の二第一項の厚生労働省令で定める居宅サービスの種類は、次の各号に掲げる障害福祉サービスの種類に応じて当該各号に定める種類とする。
- 一 居宅介護又は重度訪問介護 訪問介護(介護保険法第八條第二項に規定する訪問介護をいう。)
 - 二 生活介護 通所介護(介護保険法第八條第七項に規定する通所介護をいう。)
 - 三 短期入所 短期入所生活介護(介護保険法第八條第九項に規定する短期入所生活介護をいう。)
- 第三十四條の二十六の五 短期入所について法第四十一條の二第一項の厚生労働省令で定める介護予防サービスの種類は、介護予防短期入所生活介護(介護保険法第八條の二第七項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。)とする。

- (自立訓練(機能訓練)に係る指定の申請等)
- 第三十四條の十四 (略)
- 2・3 (略)
- (新設)
- (自立訓練(生活訓練)に係る指定の申請等)
- 第三十四條の十五 (略)
- 2・3 (略)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)